

福祉民生常任委員会会議録

平成24年12月21日

北見市議会

午前10時00分 開 議

○(伊藤委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいただきます。

○(似内次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○(伊藤委員長) 今定例会におきまして私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時01分 再 開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず市民環境部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(皆川部長) おはようございます。付託議案のご説明の前に、本年度環境課が所管しております北見ヶ丘霊園内で建設を進めております合同納骨塚につきまして先般工事が完了いたしました。今後来年4月1日の供用開始に向けまして、市民周知などの事務を進めてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提案しております議案第1号平成24年度北見市一般会計補正予算のうち、市民環境部が所管いたします補正予算並びに議案第14号北見市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例並びに議案第24号市民環境部の所管する施設に係る指定管理者の指定につきまして、詳細をそれぞれ担当主幹、課長、所長からご説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○(三浦主幹) おはようございます。お手元の委員会資料に基づき、戸籍住民課が所管いたします補

正予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

資料1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入でございますが、民生費国庫委託金では、国民年金適用関係届出書電子媒体化事業業務委託及び情報照会端末ねんきんネット統合事業に係る国からの国民年金事務取扱委託金164万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、国民年金費では、国民年金適用関係届出書電子媒体化事業業務委託として、異動届に伴う国民年金記録の報告につきまして紙媒体から磁気媒体に変更することになりますことから、国民年金システム改修経費の所要額136万5,000円を計上させていただくものです。また、情報照会端末ねんきんネット統合事業費として、国において新たに構築したねんきんネットシステムに情報照会端末が統合されることから、情報照会端末機器一式の所要額28万1,000円を計上させていただくものです。

以上でございます。

○(松崎課長) 続きまして、環境課が所管いたします補正予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

資料2ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入でございますが、衛生費国庫交付金では、合併処理浄化槽整備に係る国からの循環型社会形成推進交付金23万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、環境衛生総務費では、合併処理浄化槽設置整備事業費として市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、下水道が未整備地域の世帯を対象に合併処理浄化槽の設置整備に際し補助を行っておりますが、予算計上額を上回る要望が寄せられておりますことから、所要額133万8,000円を追加計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○(今所長) 続きまして、北見市廃棄物処理施設

条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

委員会資料3ページ及び4ページをごらんください。3ページには今回の条例改正の目的と内容、そして4ページには新旧対照表を記載しております。先般第2次一括法及び第2次一括法整理省令が公布、施行され、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められていた一般廃棄物処理施設に置くことが義務づけられている技術管理者の資格の基準について、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあっては環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定めなければならないこととされておりますことから、北見市廃棄物処理施設条例の一部を改正するもので、第10条を第11条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に第4条として技術管理者の資格として(1)から(4)を定めるものでございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、平成24年4月1日から1年間の経過措置を国が定めておりますことから、本改正条例の施行日を公布日から施行とするものでございます。

私からは以上でございます。

○(近藤課長) 続きまして、私からは市民環境部の所管する施設に係る指定管理者の指定についてを説明させていただきます。なお、説明の内容が重複いたしますので、相内支所所管の施設につきましてもあわせて説明をさせていただきます。

委員会資料では、5ページから7ページでございます。北見自治区市民環境部所管の住民センター12館につきまして、明年4月の指定管理者の指定の更新に向けて選定に係る事務を進めてまいりましたが、更新に係る指定管理者の選定が終了しましたことから、資料5ページ、(1)、美山地区住民センターから7ページ、(12)、北見市相内地区住民センターまで、それぞれ記載の指定団体に施設の管理・運営を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでござい

ます。

次に、指定管理者の選定に至る経過についてありますが、去る10月15日から11月8日までの公募期間におきまして、先ほど申しました12館全ての施設で地域の運営委員会、NPO法人、地域協働組織から応募がございました。選定に当たりましては、指定管理者の指定に関する事務処理要綱により2回の選定委員会を開催し、選定方式を採決方式と決定し、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条に規定する選定の基準に照らし、1施設ずつ選考したところでございます。選定審査の結果、資料の選定理由に記載しましたとおり、選定基準に照らし適切と認め、採決方式により全委員が応募団体を適切と判断し、選定されたところであります。

指定管理者の指定について、以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○(伊藤委員長) 補足説明が了しましたので、市民環境部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 合併処理浄化槽なのですが、どの地域といたしますか、農村地域になるのか、いわゆる下水道未普及地域ということなのでしょうけれども、例えば以前は農業地帯であれば国の補助制度があって市の負担というか、個人負担も含めると一定割合が補助されていたと思うのですが、今の説明ですと国の交付金が2基分で23万5,000円ですから割合としては非常に少ないのです。今合併処理浄化槽を設置するとしたら、この程度の補助制度しかないのでしょうか。一気に普及させた時期と現状で差があるのかと思いますけれども、どのような状況なのかお聞きしたいと思います。

それから、廃棄物処理施設の技術管理者の資格というところで、例えば廃棄物処理施設の高度な施設だとかいろいろあるのかと思いますけれども、(1)から(4)の基準をどう適用すべきか、例えば(1)番の技術士法に該当する方を採用すべきとか、何かそういう考え方があるのでしょうか。

以上です。

○(松崎課長) 菊池委員からご質問いただきました合併処理浄化槽の整備補助の関係でございますけれども、合併処理浄化槽の補助につきましては国、環境省からの循環型社会形成推進交付金という制度の中で国が定めます浄化槽1基を設置するに当たって人槽ごとに基準額というものが設定されておりまして、その3分の1相当額が交付金という形で補助される仕組みになってございます。それで、その交付金をもとにいたしまして実際に設置をする工事費といったものの標準額を設定いたしまして、国からの補助金と市からの上乗せ分を合わせる形で全体の事業費の7割相当額を補助させていただくという仕組みの中でこの浄化槽の普及を図らせていただいております。つまり設置者の負担としては3割程度ということでこの補助制度を運用させていただいているところでございます。国からの補助はそういう基準額というのがございまして、基準額の3割が補助されるという仕組みになっているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○(今 所長) 菊池委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、技術管理者についてでございますが、廃棄物処理施設ではごみ処理施設、破砕・リサイクル施設、最終処分場の3つに置くことを義務づけられております。今回条例案として挙げております(1)から(4)まででございますが、(1)、(2)については技術士に係るもの、(3)につきましては学歴と実務経験というものを規定しております。(4)につきましては、これと同等と認められる者、つまり資格要件を満たすために技術管理者講習というのがございまして、その講習を受けて修了試験に合格した者ということでございます。技術士の採用等のお話もございましたが、今北見市にはこの学歴要件、(3)を満たした者と(4)を満たした者が施設の中におりますので、これで要件を満たしていると考えております。

以上でございます。

○(菊池委員) 合併処理浄化槽設置の事業費ですけれども、私の記憶では、以前は市が市債を発行するような形でやっていて、そこに交付税の戻しがあるという制度でずっとやっていた時期があるのですけれども、そういうのではなくて、今はこの制度しかないということなののでしょうか。そういう点では、以前は9割が交付税措置されるような話でずっとやっていた時期があるのですけれども、そういう制度は今はなくて、農村地帯であろうが若干郊外であろうがこの制度しかないという状況でしょうか。

以上です。

○(松崎課長) 菊池委員からの合併処理浄化槽の補助制度でございますが、先ほどご説明させていただいたように、現在は国からの循環型社会形成推進交付金の制度しか補助と申しますか、支援する制度としてはございませんので、この国からの交付金を財源に、さらに市としても上乗せをさせていただいて設置者の負担が3割でおさまるようにさせていただいた中で整備、普及を図らせていただいているところでございます。例えば今回補正させていただく5人槽の限度額が66万9,000円となっておりますけれども、これは国の基準額が5人槽は1基当たり35万2,000円と設定されておりまして、その3分の1相当額11万7,000円が国から交付金として支給されるという制度になってございます。それにさらに市としても上乗せ補助をさせていただいて、設置者の負担割合が最終的に全体事業費の3割におさまる範囲で設置をしていただいて、普及をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○(伊藤委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(伊藤委員長) なければ、以上で市民環境部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(藤田部長) おはようございます。それでは、今定例会に提案してございます関係議案のうち議案第1号から議案第3号の保健福祉部所管に係ります補正予算並びに条例の一部改正などにつきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

最初に、介護福祉課所管の予算にかかわりまして介護保険特別会計では、介護認定審査に係る国のシステム変更に伴いますシステム改修費でございます。

次に、保護課所管では、既存生活保護システムの改修費用のほかに、生活保護費国庫負担金・補助金並びに道負担金の平成23年度精算に伴う国・道への返還金を補正計上してございます。

次に、国保医療課所管におきます国民健康保険特別会計では、改正住民基本台帳法の施行に伴います外国人の被保険者証等の有効期限に係るシステム改修費を補正計上してございます。

次に、子ども支援課所管では、高等技能訓練促進費の対象者増加に伴います母子家庭自立支援給付費を補正計上させていただいたところです。

次に、議案第7号北見市立保育所条例の一部を改正する条例については、北見市立南保育園を社会福祉法人に移管することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号北見市指定管理者が管理するべき地保育所条例の一部を改正する条例につきましては、児童数の減少によりまして常呂自治区の日吉保育所を平成25年3月31日をもって閉所することに伴います所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号北見市子育て相談センター条例の一部を改正する条例については、常呂子育て相談センターを平成25年4月1日から開設することに

伴います所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号北見市上ところ診療所条例を廃止する条例の制定についてでございますが、直営診療所として設置されている上ところ診療所を平成25年3月31日をもって廃止し、医師職であります森真人参事へ運営移管を予定しておりますことから、本条例を廃止する条例を制定するものでございます。

次に、議案第31号財産の無償貸付についてでございますが、上ところ診療所の廃止後において運営を引き継ぎます森真人氏に対し診療所の土地、建物を無償で貸し付けし、地域医療の確保を図っていただくものでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましてそれぞれ担当課長、事務長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○(駒井課長) それでは、介護福祉課所管にかかわります補正予算案につきまして、配付させていただいております委員会資料に基づきまして補足説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。介護保険特別会計ですが、下段、総務費の介護認定審査会費の介護認定支援システム改修費ですが、厚生労働省は平成25年4月から要介護認定情報と介護給付費請求費等の情報を総合的に管理する介護保険総合データベースの構築を進めておりまして、現在厚生労働省から配付されております認定ソフトが変更となりますことから、これに伴いまして当市の介護認定支援システム改修費といたしまして介護認定事務システム改修に160万1,000円及び介護認定審査会資料作成システム改修費に39万9,000円の合わせまして200万円の補正計上をさせていただいたものでございます。

なお、介護認定審査会は訓子府町、置戸町と共同設置しておりますことから、介護認定審査会資料作成システム改修に係る2町の負担割合による負担金といたしまして合わせて8万円を補正計上させていただいたものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○(安井課長) それでは、保護課所管にかかわります補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の委員会資料2ページをごらんください。歳出、民生費、生活保護費、生活保護総務費の生活保護法施行事務経費のうち生活保護システムの改修に係る経費についてでございますが、生活保護の実施に当たりましては他法他施策を活用するとともに、常に世帯状況を把握し、点検する必要があります。この点検作業を既存の生活保護システム情報から例えば母子加算を支給している者を抽出することにより児童扶養手当の受給を確認するなど、支給に対応する制度を早期に発見し、また発見漏れを解消する一助とするための他法活用支援システムによる改修費用231万円及び介護保険料加算など毎月入力していたものを年度当初に一括で入力処理することによる保護費認定作業を軽減するための追加機能94万5,000円、合計325万5,000円を補正計上させていただいたものでございます。

なお、これらの生活保護システムの改修に係る財源につきましては、上段の歳入に記載のとおり、事業費の全額を国庫補助金により対応するものでございます。

次に、下段の過年度精算返還金についてでございますが、平成23年度の生活保護費国庫負担金、国庫補助金、道負担金の精算に伴います返還金合計4,766万1,000円を計上させていただいたものでございます。生活保護業務の実施に伴います国庫負担金、国庫補助金、道負担金につきましては、毎年実施期間の当初予算額に基づく交付申請により決定され、翌年の事業終了後提出する実績報告により精算が行われる仕組みとなっているものでございます。

なお、各負担金・補助金の平成23年度受領額、所要額及び返還額につきましては、2ページから3ページ記載のとおりとなっております。

以上で保護課所管にかかわります補足説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○(木村課長) 続きまして、国保医療課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

委員会資料4ページでございます。国民健康保険特別会計であります。下段の歳出をごらんください。総務費の一般管理費ですが、平成24年7月9日に改正住民基本台帳法が施行されたことに伴い、国民健康保険が3カ月を超える在留期間を有する外国人住民に適用となったことにかわり、厚生労働省から在留期間と国民健康保険被保険者証などの有効期限の考え方とその具体的時期が示されましたことから、被保険者証等の有効期限と在留期間との整合性を図るため、現行国民健康保険システムの改修が必要となりましたので、改修に要する経費815万9,000円を補正計上いたしました。

なお、上段、歳入につきましては、システム改修費全額が平成24年度の特例調整交付金の交付対象となりますことから、改修に要する財源として同額を増額いたしましたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○(島田課長) 続きまして、子ども支援課所管にかかわります補正予算につきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料5ページをごらん願います。歳出、相談支援費の母子家庭自立支援給付費では、母子家庭の経済的自立に有効な看護師、介護福祉士などの資格取得のために支給しております高等技能訓練促進費につきまして対象者が増加したことにより予算が不足しますことから、増額補正するものでございます。内訳としまして、市民税非課税世帯では平成24年度継続支給を予定していました方の中で平成23年度をもって退学された方が1人おりますことから169万2,000円の減額となり、新たに平成24年度から受給対象となった方は国の要綱改正により月額支給額が10万円に変更となっておりますので、4人分で48

0万円の増額となったところです。また、市民税課税世帯においても対象者が1人ふえておりますことから63万5,000円の増額となり、合わせまして374万3,000円となっております。

なお、上段の歳入につきましては、ただいまの事業費に係る4分の3について国庫補助金の対象となるため増額補正するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（堀越課長） それでは、私から保育課所管にかかわります条例改正につきまして、お手元に配付させていただいております委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

委員会資料6ページをごらん願います。議案第7号北見市立保育所条例の一部を改正する条例についてでございますが、市立南保育園につきまして平成25年3月末をもって廃止し、4月1日より社会福祉法人に運営を移管することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、委員会資料7ページ、議案第8号北見市指定管理者が管理するへき地保育所条例の一部を改正する条例についてでございますが、現在常呂自治区にございます日吉保育所の入所状況は5歳児が4名のみとなっております。4月には全員が小学校へ入学することとなります。地域の児童数の減少により、来年度以降保育所への入所が見込まれる児童が現在地域にいないことから、管理・運営をお願いしております日吉保育所運営委員会並びに地域の皆さんと協議を行ってまいりました。その結果、地域の皆さんより平成25年3月末をもって閉所することに対しご理解をいただきましたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、委員会資料8ページをごらん願います。議案第9号北見市子育て相談センター条例の一部を改正する条例についてでございますが、第1条中の第6条の2から第6条の3への改正につきましては、児童福祉法の改正に伴う条項の変更でございます。

また、常呂自治区における子育て相談事業につきまして、これまで北見市社会福祉協議会常呂支所に業務を委託しておりましたが、社会福祉協議会の業務量の増加に伴い、委託継続が困難な状況となり、常呂自治区内で他の委託先も確保できないことから、市立常呂児童館の一部を利用し、子育てに不安を抱える保護者相談などへ対応すべく北見市常呂子育て相談センターとして平成25年4月1日に開設することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（梅田事務長） おはようございます。それでは、私から上ところ診療所の運営移管にかかわる2件の提出議案につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

委員会資料9ページをごらんください。まず、上ところ診療所条例の廃止ですが、このことについては当委員会において既にご報告をさせていただき、平成25年4月の森真人医師への経営移管に向け、施設の改修工事を初め諸準備を進めているところでございます。今回の廃止条例の制定については、上ところ診療所を平成25年3月31日をもって廃止し、附則2項において費用の徴収については当分の間従前のおり対応できるよう定めるものでございます。

次に、下段の財産の無償貸し付けであります。これにつきましては診療所の廃止後において4月1日から運営を引き継ぐ森真人氏に対し診療所の土地及び建物を無償貸し付けすることにより、上ところ地域の医療の確保及び充実を図るものでございます。貸付財産については、10ページでその位置をお示ししておりますが、土地が上ところ96番7ほか3筆、3,059平方メートル、建物が上ところ96番地11ほか3筆に所在する診療所及び医師住宅の2棟で床面積が506.39平方メートルでございます。無償貸し付けの期間は、10年間としております。

なお、現在同診療所に備えつけの医療備品等につきましても無償貸し付けを予定するところであり、

来年4月の移管に向け、貸付期間を踏まえた長期の診療を見据え、協定書の締結など諸般の事務を取り進めたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、ご審査のほどよろしくお願いたします。

○（伊藤委員長） 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（長南委員） 保育所条例の改正についてお尋ねをいたします。

南保育園の関係なのですが、現在2月末をめどに完成、竣工、4月1日のオープンを目指して新しい園舎を建設中であると聞いております。建設に向けて現在の利用者、園児の保護者の皆様のご意見が新園舎の設計に反映される形で進んでいると聞いておりますけれども、市民の皆様の中からはこの園舎、建物の具体的な構造等についてぜひ知りたい、どうなっているのかとしばしば聞かれるところなのですが、内部の設計の様子など大変関心が寄せられていますので、この点についてお尋ねをいたします。

それから、12月1日に北見市のホームページで来年度4月入園分の受け付け日程が示されておりまして、特に南保育園の場合は来年1月16日から受け付けとなっております。社会福祉法人に移管される保育園ということではありますけれども、特色ある保育を進めようと考えておりますので、入園受け付けに際しましてはぜひ建物の構造とともに具体的な保育内容、情報公開をしていただきたい。例えば特別保育として病後児保育といったことも実施される予定だということも聞いておりますので、ぜひ市民の要望にお応えいただくよう保育内容の提示をお願いします。これが2点目でございます。

それから、かねてより市内の保育園、老朽化が進んでいると聞いておりまして、今回の南保育園の移転改築、社会福祉法人化のきっかけになったのも施設の老朽化が原因であるとも受けとめているところですが、現在北見市では平成19年3月に策定されま

した北見市保育計画に基づいて施設整備を進めておられるようではございますけれども、どうもその進捗状況といえますか、進み方がまだスピード感が足りないのではないかと伺うを得ないと思います。きょうはどこの保育園云々ということは申しませんけれども、公立、私立ともかなり老朽化が進んでおりまして、中には住民が既に退去しているような老朽化した団地にまるでその団地の集会所の延長線のような環境としては不相応な形の保育施設も見受けられますので、これからの北見市の未来を担う子供たちの育ちの環境ということについての整備をぜひ急いでいただきたいと考えております。それで、国の施策の中では子ども・子育て関連3法案の成立によりましてこれから新たな市町村整備計画を策定すると聞いておりますので、老朽化した保育施設の整備計画、例えば今回はA保育園、次はB保育園というような新しい計画の中で改築予定年度などの見通しをぜひ当事者の皆様にもお示しいただけるような形にしていきたいのです。特にその財源確保については国の有利な制度というものを活用する工夫など、私どもも皆さんと一緒に考えていきたいと思いますが、この点についてお尋ねいたします。

それから、今子ども・子育て支援法に少し触れましたので、この支援法の理念としては子供は社会の希望であり、未来をつくる力だと、安心して子供を産み育てることのできる社会の実現ということは、社会全体で取り組まなければならない大変重要な課題の一つだと位置づけられておりますので、市町村における子ども・子育ての支援策定のプロセスといったことについては有識者、地方公共団体の皆さんとともに事業主の代表とか労働者の代表、それから子育ての当事者や子育てを支援している当事者の皆さんが同じテーブルで参画、関与できる仕組みとして市町村における子ども・子育て会議といったものの設置がぜひ進められるように北見市としての対応をこれからどうなさるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、児童数の減少によって常呂自治区の日吉保育所が閉所するということですが、現状ではたまたま5歳児の4人が来年春に卒園すると、それで園児がいなくなるわけですが、今後日吉地区で保育を必要とする人が発生する可能性はなくはないわけです。まだこの地域の住民の方はたくさんいらっしゃると思いますので、そうしたときに日吉地区の子供たち、親御さんたちはどこへ行けばいいのか。常呂自治区は、あくまでも常呂方面にお願いするのかなのか、それとも昨今の若い親御さんたち、ライフスタイルの変化もいろいろありますので、住んでいる居住地よりもむしろ母親の勤務地に近い保育所を選ぶ傾向があるようですが、今後どのような対応されていくのか。

以上について、少し長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

○(堀越課長) ただいま長南委員から幾つか保育園、保育所にかかわるご質問をいただいたところでございます。

まず、南保育園の関係でございますが、現在受託法人が事業実施主体となりまして平成25年4月開園に向けまして新園舎の建設を進めているところでございます。現在の工事の進捗状況につきましては、まだ50%に達していないという状況でございます。その中、秋の長雨ですとか降雪などといったものの影響は特に出ているということはお聞きしているところでございます。受託法人といたしましても、今後の工事の進捗状況を見ながら、できるだけ早い時期にホームページなどを活用しまして新しい南保育園の概要などにつきまして、在園児、保護者の皆さんのみならず、市民の皆さんへ向けた情報発信を予定しているということをお聞きしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、市民向けの情報発信に関連いたしまして、特色のある保育ということで乳児保育、障がい児保育、一時預かり事業、それから病児保育事業などを予定しております。こういったこともあわせて、

しかるべき時期にホームページなどを活用させていただきまして情報発信をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、施設整備に関連したご質問をいただいているところでございます。ご指摘いただきましたように、公立保育園あるいは法人立保育園ともに老朽化が進んでいる状況でございます。平成19年に策定いたしました北見市保育計画は、平成26年度までの計画期間となっております。この中で老朽化が進んでいる施設、あるいは統合など急がれる施設を中心に整備を進めていくこととしておりますけれども、公立保育園におきましてもなかなか施設の更新が進んでいない状況でございます。また、国の新たな子ども・子育て支援制度の実施が予定されているところでもございまして、今後市といたしましても新たな施設整備計画を策定していかなければいけないと考えております。今後公立保育園、法人立保育園の施設整備につきましては、新計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、日吉保育所の関係につきましてもご質問いただいております。現在日吉保育所の入所状況につきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり、5歳児、年長さんが4人だけという状況になっておりまして、来年度以降保育所に入所する見込みのあるお子さんがいないという状況でございます。今後につきましては、保護者の皆さんからの要望に応じた対応を考えております。まず、日吉保育所地区から一番近い保育所につきましては、同じ常呂自治区内にございます川沿保育所ということになりますけれども、勤務地への通勤途中といったことも想定されると考えております。端野中央保育園、そういった自治区にこだわることなく保護者の希望に沿った入所について対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○(三樹室長) それでは、私から、長南委員から

の子ども・子育て会議の考え方についてどのように考えているかということでございます。

子ども・子育て会議につきましては、これからの子育て3法の中で北見市の事業計画を策定するに当たって重要な位置づけと私どもも認識しているところでございます。この会議自体は、設置義務はございませんけれども、北見市としては長南委員もおっしゃったとおりに関係するいろいろなポジションの方々には委員になっていただいた中でそれぞれのお立場から多方面の意見をいただきながら、そういった意見を集約し、よりよい事業計画を策定できるように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○（長南委員） ありがとうございます。南保育園の情報公開とかといった点については、ぜひ速やかに公開をしていただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。意見です。

○（鈴木（史）委員） 今日吉保育所のご答弁がありましたけれども、これはなかなか難しい問題を含んでいると思ひます。この地域は農業地域でありまして、例えばの話、どこかのうちに子供が生まれて、保育所が必要な年齢になってきたときに川沿保育所に行くとか、近くの端野中央保育園に行くとか、事情というか、それができない場合はどうなりますか。時間的なロスを考えると、そこまで子供を預けに行けないという場合も今後十分に考えられると思ひます。その場合の対処というのはどのようになっているのか。私の地域なもので心配しているのですけれども、これは閉所ですから、将来的には子供がふえるとまた開くという可能性はあるわけですね。そこら辺も踏まえてお答願ひいたしたいと思ひます。

それともう一点、母子家庭自立支援というのがありますけれども、これは先ほどの説明だと看護師と介護福祉士に限られているようなニュアンスで説明聞いたのですが、どうなのでしょう。本気で母子

家庭の自立支援をするのであれば、もう少し職種を拡大するような方向性というのは市の政策として見られないのかどうか、その点を部長にお聞ひしたいと思ひます。

○（堀越課長） ただいま鈴木史郎委員から日吉保育所の関係につきましてご質問いただいたところでございます。閉所に向けた協議につきましては、地域の運営委員会の皆さん並びにかかわる地域の皆さんそれぞれと時間をかけ協議してきた経過があり、その中で閉所に向けて地域の皆さんからご理解をいただけたということで今回閉所という決定をさせていただいたところでございます。将来的に地域に子供が生まれた場合のことを心配されてご質問いただいたかと思ひます。そういった意味では、当然協議の中でも地域の皆さんの心配事としてそういうお話しも出ていたような状況にございますが、その中で保護者の皆さんのご希望に応じた保育所への通園が可能だということをご理解をいただけたものと考えております。

私からは以上でございます。

○（藤田部長） 鈴木史郎委員から、今堀越課長から説明させていただいたところでございますけれども、地域の皆様にはそういった形でご理解いただいたということでございます。

なお、現在の保育計画の中で児童数が10名を2年間下回る保育所につきましては、集団保育ができないということも含めまして地域と協議の上、統廃合について検討するという形になってございます。その上で今後地域として10名を超えるような児童数が見込まれるという場合については、新たなへき地保育所を立ち上げるということもあり得るかと考えてございます。

なお、母子家庭の自立支援の関係でもご質問をいただきました。この中身としましては、2年以上のカリキュラムを修業するというところで看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師が該当する形になってございます。

私からは以上でございます。

○(鈴木(史)委員) 日吉保育所の場合は、保護者の希望に応じた通園が可能だという地域の理解が得られたという話ですが、通園というのは川沿保育所に行くのか端野中央保育園に行くのか選択肢があるのでしょうか、あなた方はサラリーマンだからそういうことはわからないだろうけれども、先ほどから言っているように、第1次産業というのは時間的に大変厳しいわけです。そういうことをきちんと配慮した中での保育園制度というのか、市の考え方というのを配慮してあげないと、ただ一方的に何人以下だとだめだ、何人以上だといいいという通り一遍の話ではやはり地域性があるって大変だと思うのです。そういう配慮というのが話を聞いていて足りないような気がする。地域の方は、しょうがないから従うと思いますけれども、将来的なことを考えると、私はその辺に市の配慮がもう少しあっていいような気がしました。

それと、母子家庭の自立支援というのは、こういう職種に限ったという法律か何かがあるって決めなのですか。それをもう一度お尋ねします。

○(島田課長) 今ご質問のありました母子家庭自立支援の資格の種類ですが、国の要綱に定められている種類となっております。そういうことで、市も市長が認める資格として同じ種類の資格を要綱に定めております。

以上でございます。

○(藤田部長) 鈴木史郎委員からありました地域に対する配慮ということにつきまして、保育計画の中では確かに10名を切った場合については相談させていただくという形になっておりますが、ただその中におきましても他の保育所との距離が10キロ以上あり、園児が5名以上となる場合については特殊要件として保育所を維持していくような形での相談をさせていただくと、ただ5名をさらに下回った場合については地域の理解が得られたときに閉所とさせていただくということです。一方的に切るというこ

とではなくて、地域の皆さんと十分協議させていただいて、ご理解いただいた上での決定ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、母子家庭に対する自立支援の部分につきましては、国の補助制度がございまして、今回も歳入で4分の3を見てございます。国の要綱に基づき、対象となる方について、4分の3が補助されるという形になってございます。それをもとに北見市として要綱を定めて実施しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○(鈴木(史)委員) 母子家庭の自立支援は、私はそれはそれでわかるのですけれども、昨今全国的に生活保護受給者が多過ぎると叫ばれている中、私はこういうものというのはある程度北見市独自の政策があってもいいような気がするのです。国からの補助金がこの職種しかないから、これ以外はしませんというのではなくて、北見市としても範囲をもう少し広げて、そういう一生懸命頑張っているお母さんがいるのであれば支援してあげるような方策というのはとってしかるべきだと私は思うのですけれども、これは私の意見で、よく考えておいてください、部長。

○(菊池委員) 委員長は継続して福祉民生常任委員会の委員をやっているのですが、委員長に聞きたいのだけれども、南保育園の今後の展開というものはもう既に委員会に出ているのですか。先ほどの事業内容の話は、当初から決まっているわけですね。それで、でき上がったらホームページに掲載しますとかというレベルの話ではないのではないのでしょうか。提出されていないのだったら、当然委員会には提出していただきたいし、実際もう着工しているわけでしょう。だから、こういう保育所ができますという姿は、市民に伝わっていないのだとすれば、できるだけ早くやっていただくというのは当たり前のことです。そのうちやりますという状況で、先ほどあったホームページにということは、でき上がった写真を撮って、その中でこういう保育をやりますという

のでできるのであって、時期的にも少し合わないような気がするのですが、どうなのでしょう。あす議会で議決されるのではないかと思いますので、それと同時に市民にお知らせいただいてもいいと思いますが、どうですか。対応をお願いしたい。

○（伊藤委員長） 委員長判断により、理事者がおりますので、理事者に説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○（三樹室長） ただいまの南保育園の事業の件ですけれども、これまでこの委員会の中で順次報告をさせていただいていると考えております。保育の内容につきましては、社会福祉法人を公募する際に公募条件として項目に挙げさせていただいております。そのことにつきましても委員会の資料でご提示させていただいているところでございます。先ほど保育課長が申しました事業等につきましては、そういう流れを進めることをご理解いただいていると私もは考えて事業を進めてきているところでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それで、先ほども言いましたように、事業等につきましてはできるだけ市民の皆様にご理解いただけるように各種情報網を使いましてお示ししていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○（藤田部長） 今三樹室長から説明させていただきましたけれども、実際に今後4月から実施する保育の中身についてはもう決まっておりますので、その分については早急に情報を公開させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○（宮沢委員） 私も何回か質問しているわけですが、中央保育園、それから西保育園は公営住宅に併設されていて、公営住宅は用途廃止になって保育園だけなのです。したがって、コンクリートのモルタルが落ちてくるだとか、それから今は駐車場がないから、道路に車をとめて保育園児を中に入れるという形になっておりますので、建物の解体や改築の計画というものがなければおかしいと思うので

すけれども、どのようになっていくのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○（三樹室長） 今の中央保育園と西保育園の用途廃止された公営住宅と一体化となった保育園の取り扱いについてということでございますけれども、これまでいろいろ委員ご指摘のようなこともございまして、応急処置的な対応をさせていただいております。保護者の方からもいろいろな申し出をいただいているところでございまして、市に要望もいただいているところです。前市長時代からこの保育園については保育計画の中にも位置づけられておりますので、我々としても早急に解決すべき課題ということで捉えて現在実施計画等で検討しているところでございますので、そのような形で考えているということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○（宮沢委員） 公営住宅は用途廃止しているわけです。したがって、耐用年数だとかという部分からいって危険な建物であるからということで廃止している、しかし保育園だけはやられているということでございます。その辺の関係につきましても都市建設部と話をしながらきちんとしていかなければ、子供たちの命と安全を保障できないということになっても困りますから、公営住宅が廃止になった時点であわせて保育園の関係についても改築をすとか、あるいは統合すとかということがなされなければならないと思っております。その辺の行政の対応というのか、それがチャランポランなのだ、都市建設部と保健福祉部の。その辺についての考え方というのか、これは早急にやらなかったら大変なことになると思う。

○（藤田部長） 宮沢委員からのご質問ですが、私どもも平成19年の北見市保育計画をつくる時に都市建設部との協議で公営住宅ストック総合活用計画で平成27年までに廃止になることについては承知しておりました。この北見市保育計画では、平成26年度までの計画でございますので、後期の平成26年度

までには建て直しという形でうたっていたところですが、事業全体を含めておこなっている状況でございます。そういった意味でご指摘のとおり私どもも早急にやらなければならないと考えてございますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○（宮沢委員） ご理解と言われても、現実はそのせざるを得ないからそうだと思うけれども、やはり子供の命を預かっている担当部としてはきちんといつまでにこのようにしますという計画や方針を出さないとだめだと思うのだ。このようなことを後回しにすること自体がおかしいでしょう。逆に前に進めて1年早くやるというならわかるけれども、予算がないからだんだん後回しにしていくなんてとんでもない話だ。そういうことではだめだと私は思う。担当部としては、真剣に理事者に対して前向きに進めるようにしてもらわないと困る問題ではないだろうか。再度。

○（藤田部長） 今宮沢委員からご指摘をいただきました。それで、私どもも第5次実施計画にのせるべく内部で協議させていただいているところでございます。今順次進めているということをご理解いただきたいと思っております。

○（伊藤委員長） ほかにご質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） なければ、以上で保健福祉部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時10分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部及び端野総合支所所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（藤田部長） お疲れさまです。それでは、議案第25号保健福祉部の所管する施設に係る指定管理者

の指定につきましてご説明させていただきます。

社会福祉課所管では、北見市総合福祉会館、北見市高齢者福祉会館34館、そして北見市高齢者文化館、また保育課所管ではへき地保育所6カ所の指定管理者の指定につきまして、今年度末をもって指定期間が満了いたしますことから、平成25年4月1日からの指定期間の更新につきまして選定結果がまとまりましたので、指定管理者として指定いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひします。

○（大栄課長） それでは、私から社会福祉課が所管する施設に係る指定管理者の指定につきまして、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料1ページでございます。（1）の北見市総合福祉会館、（2）の北見市高齢者福祉会館34館、（3）の北見市高齢者文化館の3つの施設の選定に当たっては、選定委員会において利用者の要望を取り入れるための工夫、温かい雰囲気づくり、管理費の縮減などを総合的に評価し、採決方式により3施設3指定団体を最適であるとして選定をいただきましたので、平成25年4月1日から向こう3年間について指定管理者として継続して指定するものでございます。

私からは以上であります。

○（堀越課長） それでは、私から保育課の所管する施設に係る指定管理者の指定につきまして補足説明をさせていただきます。

委員会資料2ページをごらんください。（5）、上仁頃みどり保育所から資料3ページ、（10）、小桜保育所までのへき地保育所6カ所でございますが、保育の継続性とともにも職員と園児並びに保護者との安定した信頼関係が不可欠であることなどから、非公募により選定委員会を開催し、選定基準に照らし合わせた結果、6カ所全てにおきまして適切と認められ、選定されましたので、平成25年4月1日より3年間へき地保育所の指定管理者として指定するも

のでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○（藤澤総合支所長） 続きまして、端野総合支所が所管いたします端野デイサービスセンターに係る指定管理者の指定につきまして担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○（石崎課長） それでは、端野総合支所保健福祉課が所管いたします北見市立端野デイサービスセンターの指定管理者の指定につきまして、委員会資料に基づきご説明をさせていただきます。

委員会資料では、1ページ下段でございます。北見市立端野デイサービスセンターは、施設利用者と施設管理者との間に長期的かつ継続的な人的信頼関係が不可欠であること等の理由によりまして、過日非公募によります選定委員会を開催いたし、選定基準に照らし合わせた結果、選定の基準の6点において適切であるものと認められ、選定をいただきましたので、平成25年4月1日から向こう3年間について指定管理者として指定をいたすものでございます。

私からは以上でございます。

○（伊藤委員長） 補足説明が了しましたので、保健福祉部及び端野総合支所を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願ひます。

○（宮沢委員） 端野デイサービスセンターは、北見市社会福祉協議会が行っているわけでありましてけれども、旧端野町の田中町長時代に札幌市の業者があそこに和の輪という福祉施設をつくった当時の話なのではございますけれども、そちらの施設でもデイサービスをやるという話があつて、社会福祉協議会のデイサービスセンターは将来なくすという話になっていたのだ。それで、いまだにずっとただで貸していると思うのだけれども、その辺の話はどうなったのか。それで、今は北見睦会が施設をさらに充実させてやっているわけだから、行政が民間を圧迫しているような感じがするのだ。それで、そういう関係で札幌

市から来た和の輪が倒産をして北見睦会に移ったという経緯がありますが、開設当初は将来的に民間の和の輪にデイサービスの事業を移すという話だったので。その辺についてなぜこのまま続けているのかということ、なぜ社会福祉協議会に貸し与えているのかということについて行政的にどんな話になっているのか質問をさせていただきたいと思ひます。

○（伊藤委員長） 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（藤澤総合支所長） ただいまの宮沢委員のご質問でございます。宮沢委員、市政に長く携わられていて今回のデイサービスセンターの設立の関係等詳しくご存じとお伺ひしましたけれども、私も当時の状況というのを全く押さえていない状況でございます。申しわけございません。

それで、このデイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、担当課長からも説明させていただいたのですが、この施設につきましては他の指定管理者業務などで行われております警備業務や清掃等のいわゆる管理業務ではなく、長い間にわたり多くの地域住民に愛され、地域に根差した福祉施設として良質なサービスを提供し、地域住民や利用者との強い信頼関係を構築しながら地域とともに歩んできた施設であると考えてございます。そのようなことを考えますと、今後におきましても利用者にとりましてより安全で安定したサービスを継続して提供していく責務があるものと考えてございます。また、この施設につきましては、端野自治区にとって必要不可欠な施設でございますので、利用されます市民の方々のニーズを的確に把握し、サービスの向上を図りながら介護事業を継続し、健全な事業展開に努めてまいりたいと思ひます。

また、指定管理者制度も十数年たつ形になります。次回の指定管理者の指定につきましては、総務部が中心になって改革と言ったらおかしいのですが、改善を図る考えでございます。委員からいただいた意見につきましては、その改善の際にこういう意見をいただいているということを強く主張したいと思えます。

以上でございます。

○（伊藤委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） なければ、以上で保健福祉部及び端野総合支所の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託議案11件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、12月26日午前9時30分から委員の皆さんにお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○（藤田部長） お疲れさまです。委員長のお許しをいただきましたので、特別養護老人ホームのぞみの園の経営移譲につきましてご報告させていただきます。

特別養護老人ホームのぞみの園につきましては、合併後に北見市から社会福祉法人ところ福祉会へ経営移譲したところでございますけれども、今般ところ福祉会と北海道厚生農業協同組合連合会におきまして平成25年7月1日に経営移管することの協議が調いましたので、その経過についてご報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○（駒井課長） それでは、私から特別養護老人ホームのぞみの園の経営移譲の経過につきまして、配付させていただいております委員会資料に基づきご報告させていただきます。

資料1ページをお開きください。特別養護老人ホームのぞみの園は、現在社会福祉法人ところ福祉会で運営しておりますが、平成25年7月1日から北海道厚生農業協同組合連合会に経営移譲することで準備が進んでおります。

以下、経営移譲に係ります経過につきましてご報告させていただきます。のぞみの園につきましては、昭和46年から旧常呂町で直営にて運営しておりましたが、平成18年3月を目途に社会福祉法人へ経営移譲すべく平成16年から準備を進めておりました。当時農業協同組合連合会が特別養護老人ホームの運営ができるよう老人福祉法の改正が国会において審議されており、北海道厚生農業協同組合連合会への移

譲を検討協議されていたところでありましたが、結果として同法案が成立せず、継続審議となっていたところがございます。こうした経過も踏まえ、1市3町との合併後、平成18年8月に北見市と北海道厚生農業協同組合連合会との協定書におきまして、のぞみの園は社会福祉法人へ移譲するが、法人の理事として経営に関与すること及び直営が可能となった時点で改めて経営移譲について協議することで締結してございます。その後、平成19年3月1日に北見市から社会福祉法人ところ福祉会へ経営移譲され、現在も運営しているところがございます。これらの経過につきましては、平成18年におきます福祉民生常任委員会にてご報告をさせていただいたところがございます。平成19年12月19日付で老人福祉法の一部を改正する法律が公布されまして、特別養護老人ホームに係る部分につきまして農業協同組合連合会の運営が可能となり、その後双方で経営移譲につきまして協議を進めてまいりました結果、平成24年9月及び10月、両会の理事会におきまして平成25年7月1日に移譲することで決定してございます。

今後の予定でございますが、今月25日に社会福祉法人ところ福祉会と北海道厚生農業協同組合連合会におきまして経営移譲についての協定書を締結する予定となっております。

以上で経過報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○(伊藤委員長) 説明が了しましたので、質疑のある方は発言願います。

○(鈴木(史)委員) 私もよくわかっている話なのですが、平成19年に一部改正になって、この時点で北海道厚生農業協同組合連合会に引き継いでよかったわけでしょう。それがこれだけ年月がたってしまったという要因は何なのか。

それと、あの地域は大変に塩害の強い場所で、やはり将来的に移転新築が必要だと私は思うのですが、その辺についての将来展望を部長はどう考えているのか、一言お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○(宮沢委員) こののぞみの園は、たしかノロウイルスか何かで100人だった定員が若干減っていると思うのです。建てかえる時期には従来どおりの100人に戻してやることになるのだらうと思うのだけれども、その辺についての計画は北海道厚生農業協同組合連合会との話し合いでどのようになっているのか、その辺についてお伺いします。

○(藤田部長) 鈴木史郎委員から老人福祉法の一部改正が平成19年になされたにもかかわらず、なぜ今までおくれたのかというご質問でございますけれども、この法律改正の後、北海道厚生農業協同組合連合会では弟子屈町の施設の経営移譲がございました。その話し合いについては、ところ福祉会と協議していた経過もございますけれども、そういった都合もありまして今般両会の理事会において決定したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、建てかえの計画についてでございますけれども、経営移譲協定書を交わす中で今後建てかえ等について具体的に変わってくるのかと考えてございませぬ。現在弟子屈町の特別養護老人ホームをやっているということございまして、そちらの建てかえもあると聞いてございます。いずれにしても北海道厚生農業協同組合連合会の計画の中に位置づけて、建てかえをしていくということで聞いています。

なお、宮沢委員からのご質問ですが、建てかえをする際には同じ100床を計画するというところで聞いてございます。

私からは以上でございます。

○(伊藤委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(伊藤委員長) なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうぞご苦労さまでした。

午前11時39分 閉議
